

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 平成31年 4月 5日午後 1時30分

2、開会の場所 役場庁舎 6階審議会室

3、出席した委員は次のとおりです。

1番 竹内 清	3番 宇井 忠朗
4番 山本 功	5番 中井 利治
6番 森島 隆詞	7番 森本 豊
8番 上西 敏夫	10番 松尾 純一
11番 井上 和也	12番 草嶋 邦子
13番 岩井 三郎	14番 太田 廣之

4、欠席した委員は次のとおりです。

2番 井澤 茂治	9番 浅田 清隆
----------	----------

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

久保田博司	尾崎 庄平
中川 茂成	米澤 貞幸
杉島 勝久	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局 上村 篤司  
西置 雄一

7、議案

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請（委員会権限）に係る許可について
第2号議案	農地法第5条の規定による許可申請（知事権限）に係る意見について
第3号議案	平成30年度農用地利用集積計画（第12次）の決定について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	農地法第5条の規定による届出の受理について（専決処理について）

8、署名委員

4番 山本 功	5番 中井 利治
---------	----------

9、閉会の日時 平成31年 4月 5日午後 2時45分

## 審議の経過

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成31年第4回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中11名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会が成立していることを報告します。また、農地利用最適化推進委員は5名の方に出席をいただいております。

草嶋委員が少し遅れるとのことでございます。

まず最初に、事務局職員の人事異動についてお知らせいたします。

4月1日付で山口事業部次長産業振興課長事務取扱農業委員会事務局長が事業部次長都市整備課長事務取扱として異動され、また、4月1日付で川畑担当局長補佐が健康推進課担当課長補佐として異動されました。また、木津川市精華町環境施設組合から産業振興課担当課長兼農業委員会事務局長として上村局長をお迎えすることになりました。

それでは、上村局長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 済みません。座って失礼させていただきます。

4月1日の異動をもちまして、木津川市精華町環境施設組合、旧の打越台環境センター、塵埃処理組合です。4月から名前が変わりまして、新しく木津川市のほうでセンターができましたので、組合の名称が変わりました。旧の塵埃処理組合で8年間勤務しておりましたが、この4月の異動で農業委員会の事務局長ということで帰ってまいりました。何分わからないことばかりですが、精いっぱい頑張りたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

議 長 どうもありがとうございました。

事務局職員の方々にはいろいろとお世話になりますが、よろしくお願いいたします。

さて、委員の皆様には、春の農作業等にお忙しい中、農業委員会総会に出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の署名委員は、4番、山本委員、5番、中井委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議 長 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを議題とします。それでは、事務局、提案議案の説明を願います。

事務局 失礼します。それでは、議案のほうの提案説明をさせていただく前に、済みません、訂正がありますので、申しわけございませんが、議案書のほう、訂正をお願いいたします。

まず、14ページでございます。14ページの10番でございます。利用目的の欄の一番下で、10番のところ、田となっておりますが、これは畑ということで、変更のほうをよろしくお願いいたします。14ページの10番、利用目的、田となっております部分が畑ということで、よろしくお願いいたします。

続きまして、次のページ、15ページで、11番でございます。これも同じく利用目的、田となっておりますが、畑の間違いでございますので、訂正のほうをお願いしたいと思います。15ページの11番ですね。利用目的の一番右側の欄のところ、田が畑ということで、修正のほうをお願いしたいと思います。右側2つ目の利用目的の欄ですね。

続きまして、あと2つあります。32ページでございます。32ページの利用権設定等を受ける者の農業経営の状況等の調書でございますが、32ページの一番右の端の分ですね。農機具等の部分でございます。農機具の数量が若干違っております。修正のほうをお願いしたいと思います。32ページ、農機具、防除機の分につきましては、1となっておりますところにつきましては、2ということになります。その下のほう、一番下、乾燥機が2となっておりますが、これが1ということになります。32ページの機械器具の種類のとこで、防除機が1となっておりますのが2と、乾燥機が2となっておりますのが1ということになります。

続きまして、35ページをお開きいただきたいと思っております。これも機械器具のところになります。35ページの機械のところですね。トラクター、1となっておりますが、これが2ということになります。トラクターが1となっておりますのが2ということですね。それと、乾燥機が1となっておりますが、これが2ということです。乾燥機が1となっておりますが、これが2ということになります。

済みません。以上が訂正ということとなっております。議案前に申しわけございませんけれども、訂正のほうをひとつよろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案のほうを説明させていただきたいと思っております。

朗読。

場所につきましては、次のページをごらんいただきたいと思っております。川西小学校グラウンド西側に位置するところでございます。2筆でございます。

次に、3ページをごらんください。2番でございます。

朗読。

場所につきましては、次のページをごらんください。近鉄京都線狛田駅付近、サニービルの南側に位置するところでございます。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと思っております。3番でございます。

朗読。

場所につきましては、2番同様、4ページをごらんください。2番の案件の所有者との農地の交換であり、2番で説明させていただいた農地の南側でございます。

続きまして、6ページをごらんくださいませ。4番でございます。

朗読。

場所につきましては、次のページをごらんください。精北小学校の東側に位置するところで、4筆でございます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、本件の議案について、審議をお願いいたします。何かご質問等、ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。  
それでは、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。第1号議案は決定することに決定いたします。

議 長 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請に係る意見についてを議題とします。  
事務局、提案議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請に係る意見についてを提案させていただきます。

朗読。

場所につきましては、次のページをごらんいただきたいと思います。上煤谷橋北側に位置するところでございます。本件の立地基準につきましては、農用地域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、京奈和自動車道下狛インターチェンジ出入り口周囲おおむね300メートル以内の区域で、第3種農地と判断されます。また、一般基準につきましては、転用目的が妥当である。目的実現が確実である。近接する農地がなく、周辺農地への営農への支障がない。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議 長 ありがとうございます。

当該地については、現地担当委員の井澤委員と私、太田と、事務局の川畑さんとで現地確認を行いました。井澤委員が欠席していますので、私のほうから補足説明をいたします。

去る3月18日、井澤委員と事務局、川畑さんと申請のありました現地を確認しました。現地は現在保安全管理の状態、隣地は雑種地でありました。今回転用申請のあった農地は隣地と同じ所有者であり、隣地2筆とあわせて太陽光発電パネルを設置する計画で申請されてございます。汚水は発生せず、雨水は自然浸透処理です。敷地周辺にはフェンスを設ける計画となっています。農道を挟んで農地がありますが、盛り土、切り土は行わず、汚水の発生もないことから、周辺農地への影響はないものと考えています。

よって、担当委員としては、問題のないものと考えております。

それでは、本件に関する審議をお願いします。

補足でございますが、この図面を見てもらいますと、南側が煤谷川の河川敷でございます。この橋、この道路を向こうへ行きますと、フラワーセンターへ行くところでございます。

何かご質問等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。  
それでは、賛成の方の挙手を願います。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。第2号議案は、許可相当の意見をつけて知事に進達することに決定いたします。

議 長 第3号議案、平成30年度農用地利用集積計画(第12次)を議題とします。  
それでは、まず1番目ですが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、森本委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

(森本委員退席)

議 長 それでは、事務局、1番の議案の説明を願います。

事務局 朗読。

場所につきましては、次ページをごらんください。木津川上流浄化センターの南側に位置するところでございます。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます、以上です

議 長 ありがとうございます。

それでは、本件の議案について、審議をお願いいたします。ご質問、ご異議等ありますか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。

山本委員さん、どうですか。今、挙手。よろしいですか。ご承認願えましたですか。  
それでは、賛成の方の挙手を願います。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって、1番の議案は決定いたしました。

森本委員が席に戻られるまでしばらくお待ちください。

(森本委員着席)

議 長 次に、2番から5番の議案について、事務局より説明願います。

事務局 それでは、2番から5番のほうを説明させていただきたいと思います。  
まず、2番でございます。  
朗読。  
続きまして、3番でございます。次ページをお開きいただきたいと思います。  
朗読。  
場所につきましては、次の18ページをごらんいただきたいと思います。木津川上流浄化センターの南側に位置するところで、5筆でございます。  
12ページにお戻りいただきたいと思います。4番でございます。  
朗読。  
場所につきましては、19ページをごらんいただきたいと思います。19ページ、祝園神社の西に位置するところで、3筆でございます。  
続きまして、13ページのほうに戻っていただきたいと思います。5番でございます。  
朗読。  
場所につきましては、20ページをごらんいただきたいと思います。常念寺の南に位置するところでございます。  
以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。以上です。

議 長 どうもありがとうございました。  
それでは、本件の議案について審議をお願いします。  
(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。  
それでは、賛成の方の挙手をお願いします。  
(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって、2番から5番の議案は決定いたしました。  
次に、6番と7番の議案ですが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、岩井副会長は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。  
(岩井副会長退席)

議 長 事務局、6番及び7番の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、6番、7番の説明をさせていただきます。  
朗読。  
場所については、次のページをごらんいただきたいと思います。里集会所の北東に位置するところに1筆、JA里野菜出荷場の南に位置するところに1筆でございます。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。以上です。

議 長 どうもありがとうございました。  
それでは、本件の議案について、審議をお願いいたします。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。  
それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって、6番及び7番の議案は決定いたしました。  
岩井副会長が席に戻られるまでしばらくお待ちください。

(岩井副会長着席)

議 長 次に、8番以降の議案について、事務局より説明を願います。

事務局 それでは、8番でございます。14ページ、8番でございます。  
朗読。

場所につきましては、次のページをごらんください。京田辺市、宮津との境界あたりで、3筆でございます。

続きまして、14ページにお戻りください。9番でございます。

朗読。

場所につきましては、次ページをごらんください。菱田アツイ住宅地の北側に位置するところに1筆と、奈良交通菱田バス停の西側に位置するところに2筆でございます。

14ページにお戻りください。10番でございます。

朗読。

場所につきましては、27ページをごらんください。菱田地区近鉄京都線の東側に位置するところでございます。

続きまして、15ページをごらんください。11番でございます。

朗読。

場所についてでございます。次のページをごらんいただきたいと思います。東洋電機株式会社南西に位置するところでございます。

続きまして、15ページにお戻りいただきたいと思います。12番でございます。

朗読。

場所については、次ページをごらんいただきたいと思います。精華高架橋の東側、開橋西交差点の北西に位置するところで、2筆でございます。

15ページにお戻りいただきたいと思います。13番でございます。

朗読。

場所については、次のページをごらんください。株式会社モリシタの北東に位置するところでございます。

16ページにお戻りください。16ページをお開きいただいて、14番でございます。

朗読。

場所については、34ページをごらんください。精華高架橋の北東に位置するところで、2筆でございます。

続きまして、16ページにお戻りいただきたいと思います。15番でございます。

朗読。

場所については、36ページ、37ページでございます。見開きになっております。モリシタ電化の南側に位置するところに1筆、株式会社吉田建築の東側に位置するところに1筆でございます。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。以上です。

議 長 どうもありがとうございました。  
それでは、議案について、審議をお願いいたします。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。  
それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって、本議案は決定いたしました。

議 長 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを報告します。  
では、事務局より報告願います。

事務局 朗読。

議 長 質問等ございませんでしょうか。

(な し)

議 長 報告第1号を終わります。

議 長 報告第2号、農地法第5条の規定による届出の受理について(専決処理)についてを報告します。  
事務局より報告願います。

事務局 朗読。

議 長 先決処理しました件ですが、この際、何か質問等ございませんか。

(な し)

議 長 報告第2号を終わります。  
議案書につきましては以上でございます。

<その他>

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会についてお諮りします。  
次回の総会は、5月8日水曜日に開催したいと思います。皆様のご都合はいかがでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、次回の総会を5月8日水曜日と決定いたします。後日、文書で通知いたします。

議 長 これをもって本日の予定しておりました議事は全て終了いたしました。  
委員の皆さん、長時間にわたり慎重審議、大変ご苦労さまでございました。  
これをもって総会を閉会させていただきます。  
委員の皆さん、議事進行にご協力賜り大変ありがとうございました。

時に午後2時45分